

「税理士さんに聞いてみよう！消費税ってどんな税金？」

II. 消費税は公平？

2026年5月27日
清家税理士事務所
税理士 清家 裕

II. 消費税は公平？—貧困と格差を拡大する負担の逆進性—

(1) 消費税の納税義務者は事業者

①消費税は事業者の直接税（輸出還付金制度のためにエセ間接税）

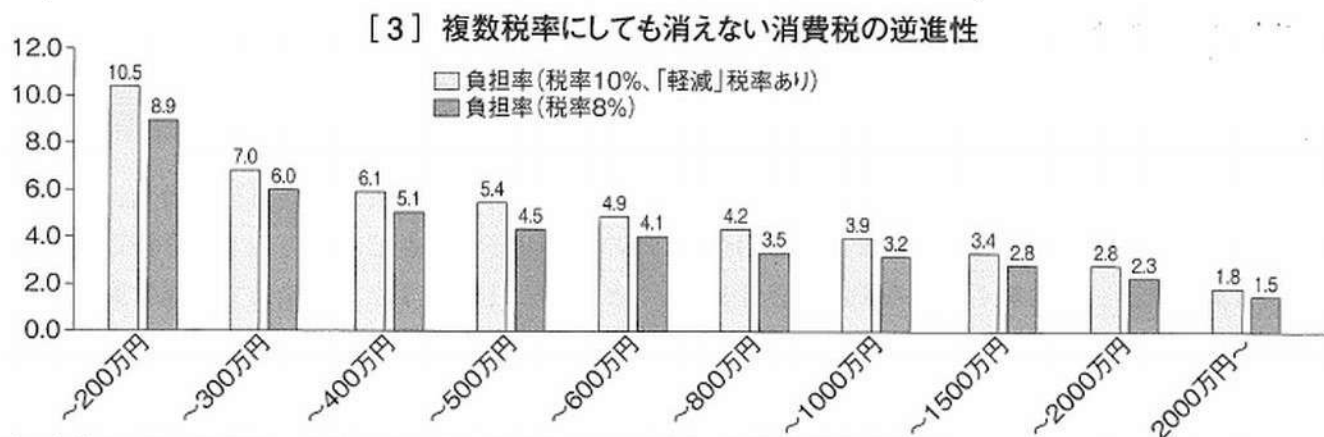
*直接税の根拠は消費税の納税の仕組みに有り

②消費税は預り金ではなく物価の一部

「消費者が事業者に対して支払う消費税分はあくまで商品や役務の提供に対する対価の一部としての性格しか有しないから、事業者が、当該消費税分につき過不足なく国庫に納付する義務を、消費者との関係で負うものではない」（東京地裁1990年3月26日判決、大阪地裁同年11月26日も同様の判決）「消費税は売上金の一部であり預り金ではないため、益税は存在しない」趣旨の2023年2月10日の政府国会答弁

③消費税による物価高騰は便乗値上げ

④消費税は貧困と格差を拡大（生活費課税、消費税の負担割合は逆進性）



注：年収200万円以下の層は、預貯金を取り崩して生活費に充てているため、負担率が税率より高くなる。
資料：総務省「全国消費実態調査」（2014年）、2人以上世帯の年収別データから計算。

(出典)全労連・労働総研編
「2022年国民春闘白書」

②消費税の取引（課税取引、免税取引、非課税取引、不課税取引）

消費税の四つの取引（納税義務者は事業者）

(1) 課税取引

①課税売上高 2, 000万円 \times 10% = 200万円

②課税仕入高 1, 400万円 \times 10% = 140万円

③納付税額 (①-②) 60万円

(2) 免税取引

①課税売上高 2, 000万円 \times 0% = 0万円

②課税仕入高 1, 400万円 \times 10% = 140万円

③還付税額 (①-②) -140万円

(3) 非課税取引

①課税売上高 2, 000万円 - - -

②課税仕入高 1, 400万円 \times 10% = 140万円

③納付税額 (①-②) - - -

(4) 不課税取引

〔不課税取引の例〕

資産の無償貸付け	対価性が ないなど 資産の譲 渡等に 該当し ない取 引
贈与（みなし譲渡となるものを除きます。）	
同業者団体等の会費（対価性のないものに限ります。）	
受取保険金	
株式・出資に係る利益の配当等	
物品切手等の発行	
受託販売による物品切手等の販売（受領すべき販売手数料は課税となります。）	

借入のお布施、戒名料等	対価性が ないなど 資産の譲 渡等に 該当し ない取 引
お礼、お守り、おみくじの販売	
入学寄付金	
入湯税	
罰金、料料、過料	
外貨建債券・債券に係る為替換算差損益又は為替決済差損益	
給与等を対価とする役務の提供（退職金を含みます。）	
出向社員に係る給与負担金	
リース物件の滅失により支払う規定損害金（リース物件の下に解約する場合はリース物件の図るため、リース業者及びユーザーが合意の下に解約する場合は解約損害金は課税となります。）	
冠婚葬祭に伴う祝金、見舞金、ご祝儀、香典等	
本店と海外支店との間で授受される利子	
収益補償金、経費補償金、移転補償金	
差入補償金・敷金（返還されるものに限ります。）	
譲渡担保（一定の要件を満たすものに限ります。）	

国外にある資産の譲渡又は貸付け	国外に おいて 行う取 引
国外での請負工事（下請工事を含みます。）	
いわゆる三三三国際貿易	
国外間の輸送	
本邦からの輸出貨物に係る船荷証券の譲渡	
海外出張等に係る外国におけるホテル代、食事代、交通費等	
海外出張のために支給する旅費、宿泊費、日当等	

項目	説明
非課税取引 (消費法6①、消費法別表一)	<p>(1) 非課税に係る取引について支払者の側では、課税仕入れには含まれず控除対象に該当しません。</p> <p>(2) 非課税取引は、資産の譲渡等に該当し、〔仕入れに係る消費税額の控除計算〕に関係します。</p>
性格上課税対象とならないもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地の譲渡、貸付け 2 有価証券等の譲渡、支払手段の譲渡 3 利子、保証料、保険料など 4 郵便切手、印紙などの譲渡 5 商品券、プリペイドカードなどの譲渡 6 住民票、戸籍抄本等の行政手数料など 7 外国為替
社会政策的配慮に基づいたもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会保険診療など 2 介護保険サービス、第一種・第二種社会福祉事業など 3 助産費用 4 埋葬料、火葬料 5 一定の身体障がい者用物品の譲渡、貸付けなど 6 一定の学校の授業料、入学検定料・入学金、施設設備費など 7 教科用図書譲渡 8 住宅の貸付け（特定のものを除きます。）

（令和7年度版税務ハンドブック、税理士杉田宗久編著、㈱コントロール社より）

○第1回学習会レジュメ P2 の図の補足説明

消費税が付加価値に課税される仕組み

売り上げ	1000	仕入れ	200	消費税は 付加価値に 課税される ↓ 付加価値 200
		外注費 水道光熱費 通信費 修繕費 地代家賃など	600	
		人件費 租税公課 減価償却費 支払利息	300	
		利益	-100	

(全国商工団体連合会「自主計算パンフ 2026」29 頁に基づき作成)

●上図に消費税の動き（外税）を追記

売上	1000 (+税 100)	仕入れ	200 (+税 20)	相手方 事業者 に 支払い 800 (+税 80) 付加価値 200
		外注費 通信費 修繕費 地代家賃 など	600 (+税 60)	
		人件費 租税公課 減価償却費 支払利息	300	
		利益	-100	
		消費税 納税額	(税 20)	

* 売上にかかる消費税 100

－仕入れ・外注費などの支払いに係る消費税 (20+60)

= 消費税納税額 20 = 付加価値 200 × 消費税率 10%

消費税額計算では、仕入れと外注費などを合わせて「仕入」と呼び、売上にかかる消費税から「仕入」にかかる消費税を差し引くことを「仕入税額控除」という。